



呉市立小・中学校
共同事務センターだより

平成30年2月発行

第10号

担当 倉橋共同事務センター

立春を迎えても、まだまだ寒さ厳しい日が続いています。



今回の共同事務センターだよりは、児童生徒に関わることについて取り上げました。

児童生徒の特別欠席と転居に伴う事務手続きについてお知らせします。



児童生徒の特別欠席



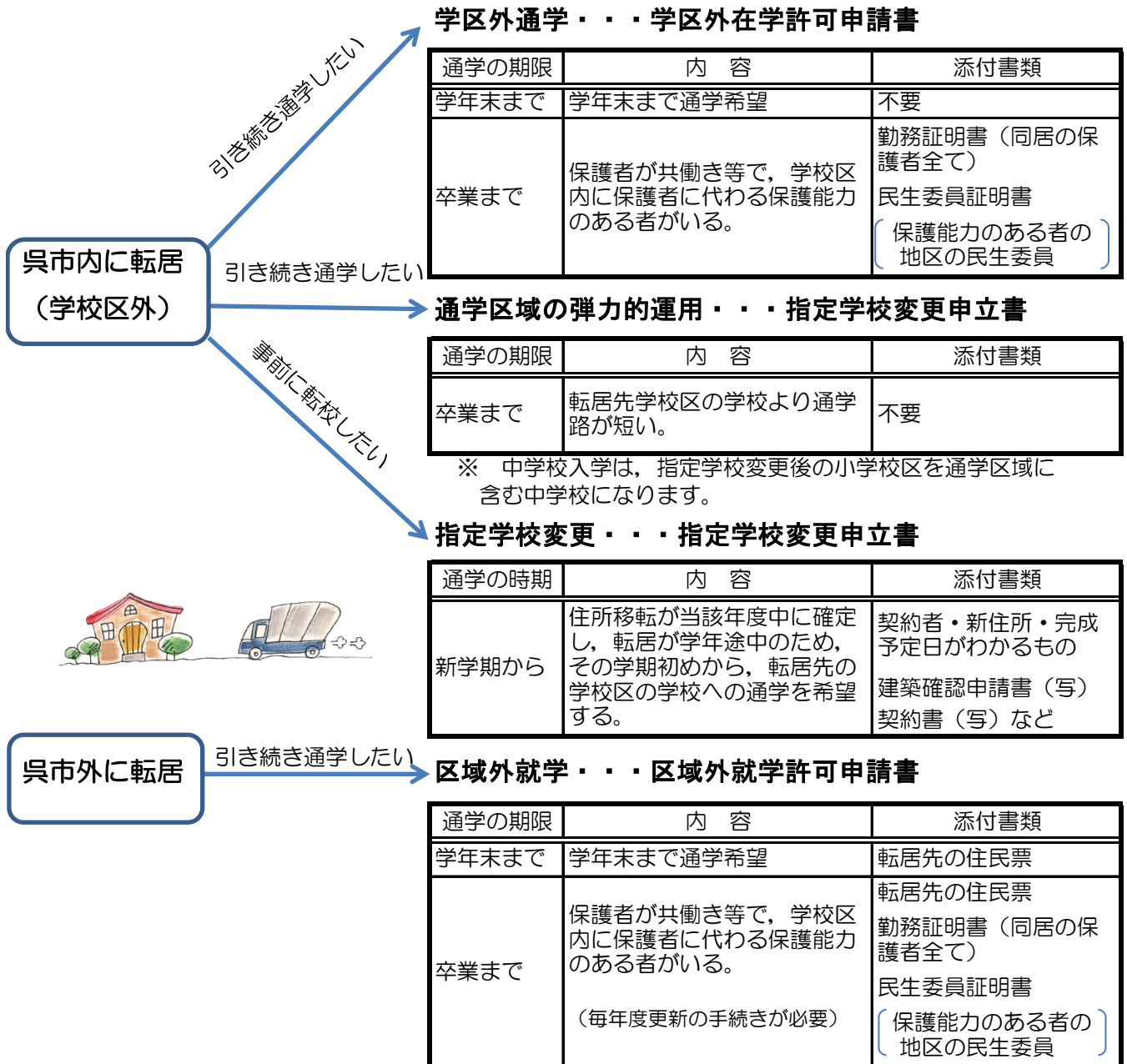
3学期は児童生徒のインフルエンザ等感染症による欠席や受験による欠席が増加します。呉市における特別欠席についての種類や期間は次のとおりです。

欠席の種類	期間
忌引	父母・・・・・・・・・・ 7日 祖父母，兄弟姉妹・・ 3日 曾祖父母・・・・・・・・ 1日 伯叔父母・・・・・・・・ 1日
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下“法”）による収容，交通遮断又は隔離	必要と認められる日数又は時間数
“法”第35条及び学校保健安全法第19条の規定による出席停止 感染症の主な事例 （インフルエンザ・百日咳・麻疹・風しん 水痘・流行性耳下腺炎・咽頭結膜炎（プール熱） 溶連菌感染症・マイコプラズマ感染症など）	必要と認められる日数又は時間数 （感染症治癒通知書の期間）
風水火災その他非常災害による，り災又は交通遮断	必要と認められる日数又は時間数
交通機関の事故等の不可抗力による事故	//
父母の祭日（法事）	//
進学，就職等のための受験	//
その他教育委員会が特に必要と認めた理由	//

※この日数は、出席すべき日数及び欠席日数のいずれにも算入しません。

転居に伴う事務手続き(学区外通学等)

- ・ 学校区外へ転居した後もそのまま今までの学校に通学させたい場合
 - ・ 転居する前に転居予定先の学校区の学校へ通学させたい場合
- 保護者が必要な事務手続きは次のとおりです。



服務「一問一答」!

～病気休暇(第8号)～

Q: 病気休暇を承認する場合に、診断書は何日から必要か。

A: 病気休暇の承認を受けようとする場合、その休暇の期間が週休日、休日等を除いて引き続き6日を超えるものであるときは、医師の診断書を提出することとされている。なお、6日を超えない場合であっても、病気休暇を承認するに当たり、詐病等の疑いがある場合など、病状を確認するために特に必要と認めるときは、医師の診断書や証明書の提出を求めることができる。